

# 技術資料等説明書

国土交通省九州地方整備局「大隅河川国道事務所管内（電気通信設備）における災害時等応急対策業務に関する基本協定」の締結業者については、関係法令に定めるもののほか、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 令和4年2月3日

2. 公告者 国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所長 岩男 忠明  
鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1

## 3. 基本協定の概要等

### (1) 基本協定の目的

本協定は、協定区間において災害が発生し、若しくは、災害の発生が予想される場合、これらの応急対策に関し、必要な電気通信関係機材、資材、労力等（以下「資機材等」という。）の確保及びその動員の方法を定め、迅速に緊急時の応急復旧工事又は対策工事等を実施することを想定し、あらかじめ工事実施業者を定めておくことにより、災害の拡大防止と被害施設等の早期復旧を期する事を目的としたものである。

また、「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、大隅河川国道事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）においても同様とする。

なお、本協定の協定書は別紙一のとおりとする。

### (2) 基本協定締結区域

基本協定締結区域は、直轄管理区間とし、別図「担当区域図」に示す東部地区又は西部地区とする。

### (3) 基本協定の作業内容

主な作業内容は、光ケーブルの応急対策工事等とする。

### (4) 協定期間 令和4年 4月 1日 ~ 令和5年 3月31日

### (5) 基本協定の締結会社選定

本協定締結会社選定は、次に掲げる技術資料に基づき総合的に評価し、協定締結会社（東部地区：2社程度、西部地区：2社程度）を選定する。

- ①工事基地の位置
- ②緊急時の体制の有無
- ③配置可能技術者数等
- ④資器材等の調達
- ⑤光ケーブル敷設の実績
- ⑥通信設備工事成績の評価
- ⑦災害協定等の締結実績

### (6) その他

基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

## 4. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度通信設備工事の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。  
九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度通信設備工事の一般競争（指

名競争) 参加資格の認定を令和4年4月1日時点において受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

なお、認定されていない場合は、当該協定に参加する資格を有しない者の応募に該当し、応募を無効とする。

(3) 緊急事態発生に伴う協力要請があった場合、大隅河川国道事務所へ概ね2時間程度で到達できる体制を確保できること。

(4) 経常建設共同企業体にあっては、九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における通信設備工事に係る有資格業者(令和3年度現在認定されていれば可)の認定を現在まで継続して受けていること及び令和5年3月31日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。

なお、経常建設共同企業体が現在まで継続しているとは、経常建設共同企業体の各構成員についても変更がないことをいう。

また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。

(5) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。

(6) 九州地方整備局管内に本店、支店又は営業所が所在し、また、派遣技術者が所属する部署の所在地が鹿児島県内(離島を除く)にあること。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8) 災害協定に基づき災害協定業者との工事請負契約を取り交わす時点において、災害協定業者は法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し、保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、工事請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

## 5. 協定締結参加資格の確認等

(1) 本協定締結の参加希望者は、希望する協定区域(東部地区・西部地区)及び、4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところにより申請書及び技術資料等を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び技術資料等を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、本協定締結に参加することができない。

① 提出期間: 令和4年2月3日(木)から令和4年2月25日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

② 提出場所: 〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1  
(電話 0994-65-2994)

国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所

担当 : 調査第一課 建設専門官 (内線401)

③ 提出方法: 持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。  
提出期間内に必着。)により提出する。

④ 申請書及び技術資料等の様式については、大隅河川国道事務所ホームページ(記者発表)に掲載する。

(2) 申請書は、別記「様式-1」により作成すること。

① 会社の代表印を押印すること。

② 希望する区域(東部地区又は西部地区)を必ず記入すること。

(3) 参加資格の確認は、申請書及び技術資料等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和4年3月14日(月)までに書面にてFAXにより通知する。

## 6. 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がないと認められた者は、当職に対して参加資格がないと認めた理由等について、次により書面にて説明を求めることができる。(様式は自由とする。)

① 提出期限：令和4年3月16日（水） 17時00分。

② 提出場所：上記5. (1) ② に同じ。

③ 提出方法：FAX又は持参、郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。

FAX：0994-65-9630

(注) FAXで提出した場合は、FAX送信後、大隅河川国道事務所調査第一課建設専門官～電話で確認すること（不在の場合は調査第一課職員で可）。

(2) 当職は、説明を求められたときは、令和4年3月23日（水）までに説明を求めた者に対し、書面にてFAXにより回答する。

## 7. 申請書、技術資料の作成要領及び留意事項

(必須)

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 申請書 [様式－1]	①様式は〔様式－1〕とし、必ず会社の代表者印を押印すること。 ②経常建設共同企業体にあっては、構成員の会社名及び住所も記載すること。
(2)工事基地の位置 [様式－2]	①様式は〔様式－2〕とする。 ②工事基地の位置と大隅河川国道事務所までの距離・時間に応じて評価する。
(3)緊急時の体制	①様式は各社作成したBCP計画書の写しとする。 ②BCPの有無を評価する。
(4)配置可能技術者 数等 [様式－3]	①様式は〔様式－3〕とする。 ②配置可能技術者の資格・人数等を評価する。
(5)光ケーブル敷設 の実績 [様式－4]	①様式は〔様式－4〕とする。 ②元請けとして各行政機関（国・県・市町村）公共事業に係る企業施工実績を評価する。 ③対象となる施工実績は過去5ヶ年度+当該年度（平成28年度から令和3年度までの間）に完成したものとする。 ④単体会社であっても、過去JV構成員として施工実績が有る場合は、出資比率が20%以上の場合対象とする。また、経常建設共同企業体であっても、該当期間内での単体会社での施工実績も対象とする。
(6)通信設備工事成 績の評価 [様式－5]	①様式は〔様式－5〕とする。 ②元請けとして国土交通省の公共事業に係る企業の工事の平均点を評価する。 ③対象となる施工実績は過去5ヶ年度+当該年度（平成28年度から令和3年度までの間）に完成したものとする。
(7)資機材等の調達 [様式－6]	①様式は〔様式－6〕とする。 ②災害復旧に重要な役割を担う建設機械及び主要資材の調達・保有状況を評価する。（注：規格は○○未満などせずに、具体的に記載すること）
(8)災害協定等の締 結実績 [様式－7]	①様式は〔様式－7〕とする。 ②対象となる協定は、電気通信設備における災害対応に関する協定（本技術資料3(1)）と同様の目的のものであって、過去2ヶ年度+当該年度（令和元年度～令和3年度の間）に締結したものであって、協定の相手方は国（国の機関含む）、県、市町村に限る。）を評価する。

## 8. 評価に関する事項等

(必須)

評価項目	評価内容	ウエイト
工事基地の位置 様式－2	工事基地の位置と大隅河川国道事務所までの距離・時間に応じて評価する。	20
緊急時の体制	各社が作成運用しているB C P計画書の有無を評価する。	10
配置可能技術者等 様式－3	配置可能技術者の資格・人数等を評価する。 ①技術士 電気電子部門又は総合技術管理部門（電気電子） ②電気通信主任技術者 ③情報配線施工技能検定 ④光ファイバーケーブル工事技能認定（FTTH 屋外施工技能認定） ⑤光ファイバーケーブル管理技術者認定（FTTH 施工管理技術認定） ⑥監理技術者資格者証（電気通信工事）	15
光ケーブル敷設の実績 様式－4	元請けとして各行政機関（国・県・市）の公共事業に係る企業の施工実績を評価する。	15
通信設備工事成績の評価 様式－5	元請けとして国土交通省の公共事業に係る企業の工事の平均点を評価する。	15
資機材等の調達 様式－6	災害復旧に重要な役割を担う建設機械及び主要資材等の調達・保有状況を評価する。	15
災害協定等の締結実績 様式－7	電気通信設備における災害に関する協定（本技術資料3.（1）と同様の目的を持つものとし、過去2ヶ年度+当該年度（令和元年度～令和3年度の間）に締結したものであって、協定の相手方は、国（国の機関を含む）、県、市町村に限る。）について評価する。	10

## 9. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局は、上記5.（1）②に同じ。

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間：令和4年2月3日（木）から令和4年2月25日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

② 交付場所：〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1  
国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 調査第一課

③ 交付方法：大隅河川国道事務所ホームページ（記者発表）に掲載する。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

① 提出期間：令和4年2月3日（木）から令和4年2月25日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

② 提出場所：上記5.（1）②に同じ。

③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

## 10. 技術資料等説明書に対する質問

(1) この技術資料等説明書に対する質問がある場合には、次により提出すること。

① 提出期間：令和4年2月3日（木）から令和4年2月17日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

② 提出場所：上記 5. (1) ② に同じ。

③ 提出方法：FAX、持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。

FAX : 0994-65-9630

(注)：FAXで提出した場合は、FAX送信後、大隅河川国道事務所調査第一課 建設専門官へ電話で確認すること（不在の場合は調査第一課職員で可）。

(2) (1) の質問に対する回答は、資料を受け取った参加会社全てに書面により令和4年2月22日(火)までに行う。

## 11. 本協定締結業者の決定及び通知

本協定の締結業者については、技術資料の提出を評価し決定する。その結果は、令和4年3月14(月)までにFAXにて通知し、その後郵送にて送付する。

## 12. その他

(1) 申請書及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 当職は、提出された申請書及び資料を、参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

(3) 提出された申請書及び技術資料等は、返却しない。

(4) 提出期間以降における申請書又は技術資料等の差し替え及び再提出は認めない。

**大隅河川国道事務管内(電気通信設備)における  
災害時等応急対策業務に関する基本協定**

国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長 岩男忠明(以下「甲」という。)と、株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、災害時における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第 1 条 この協定は、甲の直轄管理区間において発生した災害(直轄管理区間外(他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体の管理区間)において発生した災害であって、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長である九州地方整備局長が出動命令を発した場合を含む。以下同じ。)若しくは災害の発生が予測された場合の応急対策に關し、これに必要な組織及び電気通信関係機材、並びに資材、労力等(以下「建設資機材等」という。)の確保及び、その動員方法を定め、もって、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に期することを目的とする。

(業務の内容)

第 2 条 甲は、直轄管理区内で災害が発生し、または発生の恐れがある場合に、必要と認めるときには、災害状況に応じて乙に出動を要請することができるものとする。

2. 乙は、前項の要請があったときは、特別な理由がない限り甲の指示により当該災害の応急対策業務を実施するものとする。
3. 応急対策業務の主な内容は、光ケーブルの災害復旧等とする。
4. 甲は乙に国土交通省が保有する災害対策用機械・機器の運搬及び運転に係わる業務を要請する場合もある。
5. 乙は、適切な対応ができるよう(財)河川情報センター、(財)日本道路交通情報センター等を通じて、的確な情報収集に努めるものとする。

(業務の実施区間)

第 3 条 業務の実施区間は、別図に示す【西部地区内の桜島直轄砂防施工区域及び道路直轄管理区間とする。】【東部地区内の河川及び道路の直轄管理区間とする。】

(建設機械等の報告)

第 4 条 乙は、あらかじめ災害時に備え、建設資機材等の数量等を把握し書面により報告するものとする。

2. 前項の建設資機材等に著しい変動があった場合又は、甲の要請があった場合は、保有状況を速やかに甲に、書面により報告するものとする。
3. 甲は、甲の保有する建設資機材等について、あらかじめ乙に書面により通知するものとする。

(建設資機材の提供)

第 5 条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がないかぎり、それぞれに対し建設資機材等を提供するものとする。

(出動の要請)

第 6 条 甲は、乙に対し第3条の業務実施区間の具体的な災害状況に応じ応急対策業務

のための出動を書面又は、電話等の方法により要請するものとする。

(契約の締結)

第 7 条 甲の出動要請があった場合には、速やかに工事請負契約を締結するものとする。

(業務指示)

第 8 条 業務の直接の指示は、当該業務実施区間を担当する主任監督員等が行うものとし、乙は、その指示に従うものとする。

2. 第 2 条第 3 項業務の指示は、災害現場へ到着するまでは、甲が行う。到着後は、出動要請を行った者が指示し、乙は、その指示に従うものとする。

(業務の実施)

第 9 条 乙は、第 6 条に基づく出動要請があった場合は、直ちに出動し、応急処置等の業務を実施するものとする。

2. 乙の現場責任者は、出動後遅滞なく作業時間及び使用建設資機材等を主任監督員に書面により報告するものとする。

(広域要請)

第 10 条 甲は、大規模な災害が発生した場合は、第 3 条の業務の実施区間にとらわれることなく出動を要請することが出来るものとする。

2. 乙は、前項の要請があったときは、河川、砂防、道路を問わず、甲の指示により当該災害の応急処置を実施するものとする。

(有効期限)

第 11 条 この協定の有効期限は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項又は、疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(雑則)

第 13 条 この協定の証として、本書 2 通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 4 年 3 月 31 日

甲 住所 鹿児島県肝属郡肝付町新富 1013-1  
氏名 国土交通省九州地方整備局  
大隅河川国道事務所長 岩男 忠明

乙 住所 ○○○○○○○○○○  
氏名 株式会社 ○○○○  
代表取締役 ○○ ○○

担当区域図

# 別図



令和4年 月 日

国土交通省九州地方整備局  
大隅河川国道事務所長  
岩男 忠明 殿

住 所 〒000-0000  
○○県○○市○○町○一○一○  
会社名 ○○○○株式会社  
代表者 代表取締役 ○○ ○○ 印

令和4年2月3日付けで公告がありました「大隅河川国道事務所管内(電気通信設備)における災害時等応急対策業務に関する基本協定の締結」に係る技術資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令165号)第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと並びに技術資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

## 記

## 1. 提出資料

- 1) 技術資料等説明書3.(5)①に定める工事基地の位置を記載した書面 [様式-2]
- 2) 技術資料等説明書3.(5)②の定める緊急時の体制の有無(BCP)を記載した書面 [様式-自由]
- 3) 技術資料等説明書3.(5)③に定める配置可能技術者の資格等を記載した書面 [様式-3]
- 4) 技術資料等説明書3.(5)⑤に定める光ケーブル敷設の実績を記載した書面 [様式-4]
- 5) 技術資料等説明書3.(5)⑥に定める通信設備工事の成績を記載した書面 [様式-5]
- 6) 技術資料等説明書3.(5)④に定める資機材等の調達を記載した書面 [様式-6]
- 7) 技術資料等説明書3.(5)⑦に定める災害協定等の締結実績を記載した書面 [様式-7]
- 8) 上記3)に関する資格証等の写し

## 2. 希望する区域

○○地区

## 3. 問い合わせ先

担当者 : ○○ ○○  
部署 : ○○部○○課  
電話番号 : 000-000-0000 (代) [内線0000]

## 工事基地の位置

(様式－2)

会社名 : ○○○株式会社

所在地 : ○○県○○市○○

### 位置図



※大隅河川国道事務所までの距離 : ○○ k m、所要時間 : ○○分

## 配置可能技術者数等

### 技術者の保有数

番号	法令等による免許等	人数	番号	法令等による免許等	人数
①	技術士（※6）	○	④	光ファイバーケーブル工事技能認定（FTTH屋外施工技能認定）	○
②	電気通信主任技術者	○	⑤	光ファイバーケーブル管理技術者認定（FTTH施工管理技術認定）	○
③	情報配線施工技能検定	○	⑥	監理技術者資格者証（電気通信工事）	○
合 計（実人員で記入）					○○

会社名：○○○○株式会社

令和4年○月○日 現在

### 有資格技術者の一覧

	ふりがな 氏名	生年月日	年齢	入社年月	勤続年月 ※1※3	資格 番号 ※2	免許登録番号 ※4	資格取得年	資格証	雇用関係
	記載例									
1	OO OO OO OO	昭和〇年〇月〇日	〇歳	平成〇年〇月	〇年〇ヶ月	① ②	No. 〇〇〇〇 No. 〇〇〇〇	昭和〇年 昭和〇年	(チェック欄のため 記載不要)	
2										
3										
4										
5										
6										
7										

※1. 勤続年月は、令和4年4月1日を基準に、当該企業に継続勤務している年数を記入して下さい。

※2. 資格番号は上記の「技術者の保有数」表の番号に合わせて記載して下さい。

※3. 資格証明書の写しを必ず添付して下さい。

※4. 記載された有資格技術者と3ヶ月以上の雇用関係を証明するものの写しを添付して下さい。

※5. 記載欄が不足する場合は、枚数を追加し、全ての有資格技術者について記載して下さい。

※6. 技術士の部門は、総合技術監理部門（電気電子）又は電気電子部門に限る。

[様式-4]

## 光ケーブル敷設の実績

会社名 : 0000 株式会社

工事件数 (平成28年度以降)		〇〇 件 ※1	
1	工事件名	〇〇〇〇〇〇〇〇工事	発注機関 〇〇〇〇
	工期	平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日	受注形態等 単体
	工事概要	光ケーブル敷設 施工場所 〇〇県〇〇市〇〇町	
	作業内容	： 光ケーブル敷設 施工延長： $L = 〇〇m$	
2	工事件名		発注機関
	工期		受注形態等
	工事概要		
3	工事件名		発注機関
	工期		受注形態等
	工事概要		

※1. 平成28年4月1日から技術資料提出日迄の間に元請けとして完成した工事（光ケーブルの敷設）を対象として下さい。

### [様式-5]

## 通信設備工事の平均点

会社名 : 0000 株式会社

※1. 平成28年4月1日から技術資料提出日迄の間に元請けとして完成した工事（通信設備工事）を対象として下さい。

※2. 記載する工事は、好きなだけ記載して下さい。ただし、点数が記載された証拠となる書類を添付して頂きます。

## 資機材等の調達

[様式-6]

会社名:○○○○株式会社

※上記の建設資機材名・規格欄は、調達可能な実情に合わせて適宜記載変更してください。

[様式－7]

## 災害協定等の締結実績

会社名 : ○○○○株式会社

災害時応急対策工事等の協定締結の実績（過去2ヶ年度+当該年度）	○件 ※1
---------------------------------	-------

	協定締結 機関名	担当部署 (TEL)	締結期間	場所または区間	協定書 の写し ※2
1	国土交通省 ○○河川国道事務所	○○課 ○○-○○○○	H.O. O. O ～H.O. O. O	○○川○岸 国道○号 ○○k○○～○○k○○ ○○k○○～○○k○○	(チェック 欄の ため記載 不要)
2	○○県 ○○土木事務所	○○課 ○○-○○○○	H.O. O. O ～H.O. O. O	○○町○○地先～○○町○○地先 (延長○○k○○○m)	
3	○○町	○○課 ○○-○○○○	H.O. O. O ～H.O. O. O	○○町○○地先～○○町○○地先	
4					
5					

※1. 平成31年4月1日から技術資料提出日迄の間に締結した実績を対象として下さい。

※2. 協定書の写しを必ず添付して下さい。